

岐阜県厚生農業協同組合連合会労働組合 規約

第1章 総則

- 第1条 この組合は岐阜県厚生農業協同組合連合会労働組合（略称・岐厚労）という。
- 第2条 この組合は厚生連の従業員で組織する。但し下記の者を除く。
1. 本所一参事・部長・課長・課長代理
 2. 病院一院長・副院長・事務局長・事務次長・看護部長
 3. 臨時及び試雇期時間中（新採用者）の者
 4. 嘱託員（勤務が職員と異なる者）
- 第3条 この組合の本部は事務局に置き、支部を病院毎に置く。

第2章 目的及び事業

- 第4条 この組合は組合員の団結のもとに次のことを目的とする。
1. 生活の安定と文化の向上
 2. 病院内及び厚生連の民主化
 3. 農村医療の民主化運動の徹底
 4. 農村医学の確立
 5. 農村の生活及び文化の改善
- 第5条 前条の目的達成のため次の事を行う。
1. 労働協約の締結に関する事。
 2. 厚生連と職場の民主化運営に関する事。
 3. 組合員の生活権擁護に関する事。
 4. 組合員の教養及び技術の向上に関する事。
 5. 組合員及びその家族の福利厚生共済に関する事。
 6. 各病院間のより密接な連携を図ること。
 7. 全県的医療網の確立
 8. 同一目的を持つ団体との連絡提携に関する事。
 9. その他、目的達成に必要な事。

第3章 組合員の権利と義務

- 第6条 組合員は次の権利を有する
1. 何人も如何なる場合においても人権、性別、宗教、思想、職位によって組合員としての差別を受けない。
 2. 組合活動によって得た一切の特典と利益を平等に享受する。
 3. 役員を選挙し役員に選挙せられる権利。
 4. 規約に従い組合の会議に出席し自由意志に基づいた発言と決議に参画する。
 5. 役員の実行についての報告を求め、又は、自由に批判する権利。
- 第7条 組合員は次の義務を有する。
1. 規約・綱領並に決議を守り組合の統制に服する。
 2. 規約に定める会議に招集を受けたときは出席しなければならない。一身上、若しくは業務上止むを得ず出席できないときは理由書を提出する。
 3. 組合費を納める。

第4章 役員

第8条 この組合に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 中央執行委員長 | 1名 |
| 2. 中央副執行委員長 | 若干名 |
| 3. 書記長 | 1名 |
| 4. 書記次長・書記 | 若干名 |
| 5. 中央執行委員 | 7名 |
| 6. 会計 | 1名 |
| 7. 会計監査 | 2名 |
| 8. 顧問 | 若干名 |
| 9. 役員員選考委員 | 7名 |

第9条 中央執行委員長は組合を代表し、組合運動を推進する。

第10条 中央副執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第11条 書記長は中央執行委員長統括の下に組合の日常業務を処理すると共に書記局を運営する。

第12条 中央執行委員会は中央執行委員長を補佐し、組合業務を執行する。

第13条 会計は組合の会計事務を処理する。

第14条 役員の選挙は別に定める選挙細則による。

第15条 役員の任期はこれを1年とし、毎年8月に改選する。但し再選は妨げない。

欠員の補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は任期が終わっても新任者が決定し、事務引継ぎが済むまではその任期を解かれない。

第5章 組合の機関

第16条 組合には次の機関を置く。

1. 大会
2. 中央執行委員会

第一部 大会

第17条 大会はこの組合の最高決議機関で、役員及び各支部から選出された代議員で構成する。

代議員は支部組員数15名につき1名とする。但し、端数は切り上げる。

代議員の選出方法は別に定める選挙細則による。

第18条 大会は中央執行委員長がこれを招集する。大会の招集は会期の1週間前までに支部に対し議案・日時・場所等を通知する。但し緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第19条 大会は定期大会及び臨時大会とし、定期大会は原則として毎年8月に開き臨時大会は次の場合に開催する。

1. 中央執行委員長が必要と認めたとき。
2. 半数以上の支部から請求があったとき。
3. 中央執行委員会に於いて必要と認めたとき。

第20条 大会は代議員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。大会の議事は特別の定めある場合を除き出席代議員の過半数で決し、賛否同数のときは議長が決める。

第21条 次の事項は大会の議を得なければならない。

1. 基本方針（事業計画）及び事業報告
2. 収支予算及び決算報告
3. 役員選挙
4. 規約の変更及び労働協約の改訂
5. 同盟罷業権の行使
6. 組合員又は支部より異議申立のありたる場合の組合員に対する制裁
7. 組合支部の制裁
8. 役員弾劾
9. 中央執行委員会が処理した事故の適否判定
10. その他重要なこと。

第二部 中央執行委員会

第22条 中央執行委員会は大会に次ぐ決議機関で大会の決議に従い大会より次期大会までの間の組合業務を運営する諸方針を決定する。

第23条 中央執行委員会は中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、中央執行委員で構成し、中央執行委員長がこれを招集する。

第24条 中央執行委員会に於いて附議される事項は次の通りとする。

1. 事業の中間報告
2. 大会より附託された事項の処理方法
3. 役員補充
4. 大会提出議案の審議
5. 疑義を生じた規約の解釈
6. 追加修正予算の決定
7. 書記局、専門部、その他諸細則の決定
8. 大会の議を経なければならないのであるが事態が急迫しているのでこれを招集する余裕がない事項の処理
9. その他重要なこと

第25条 中央執行委員会は大会から次期大会までのあらゆる議決につき大会に対して責任を負う。

第26条 中央執行委員会は別に定める選挙規則により選出する。

第6章 会議

第27条 会議はその構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことが出来ない。

第28条 この規定に特別な定めがある場合のほか、会議の議事は出席構成員の過半数以上の同意を以って決定し、賛否同数の時は議長が決める。

第29条 会議に於ける採決の方法は挙手又は無記名投票により、その都度これを決める。

第30条 大会は議長1名、副議長1名を置く。(久美愛→中濃→岐北→西美濃→揖斐→東濃→高山)

第31条 中央執行委員会には議長1名を置き、中央執行委員長はこれにあたる。

第7章 書記局及び専門部

第32条 組合は日常業務を処理するため中央執行委員会の下に書記局を置く、書記局は書記長と書記次長、書記で構成する。

第33条 この組合は第5条の事業を運営するため中央執行委員会の下に次の専門部及び委員会を置くことが出来る。

1. 青年部兼情宣部
2. 女性部
3. 貯蓄保全委員
4. 連合会協議会委員
5. 看護委員

各部に部長もしくは委員長1名と委員若干名を置く。

委員は中央執行委員会に於いて選任する。

6. 平和担当委員

第8章 支部

第34条 この組合は厚生連の病院に支部を置く。

第35条 支部の規約はこの規約に準拠して作るが、この規約に反しないことを要する。

支部規約を制定、改定したときはこれを本部に提出する。

第9章 加入及び脱退

第36条 組合員としての資格を有するものがこの組合に加入しようとするときは所属支部を通じて申し込むものとする。また、既に組合員であるものが、異動等により所属支部を変更する場合においても、所属支部を通じて届け出ることとする。

第37条 組合を脱退したときは理由を明記し、所属支部を経て中央執行委員長に届け出なければならない。即納の組合費、組合に納められた金品はこれを脱退者に返却しない。

第38条 組合員としての資格を失ったときは脱退したものとみなす。

第10章 賞罰

第39条 組合活動の発展のために特に功労のあったときは大会の決議により表彰する。表彰の方法に関してはその都度定める。

第40条 組合員は次の場合には制裁を受ける。

1. 規約又は決議に違反し、組合の統制と秩序を乱したとき。
2. 組合の名譽を汚し、組合に不利益な行いがあったとき。
3. 理由なく組合費を三ヶ月以上納めなかったとき。

第41条 制裁は戒告、権利停止、除名の三種とする。

第42条 制裁は支部大会或いは中央執行委員会が決定する。

第43条 支部大会による制裁に本人が不服の場合は中央執行委員長に対し異議申し立てることができる。その処理は中央執行委員会があたる。

第44条 中央執行委員会の決定に不服の本人又は支部は大会に対し異議申し立てることができる。

第11章 会計

- 第45条 この組合の経費は組合費及びその他を以てこれに当てる。
- 第46条 本部組合費は1人1ヶ月本俸1,000の6に相当する額とする。
- 第47条 臨時組合費は予算経理に不足を生じたときは中央執行委員会の議を経て徴収することが出来る。
- 第48条 組合活動における経費は岐阜県厚生連労働組合旅費規定により支出する。

第12章 会計監査

- 第49条 会計年度は毎年7月1日より翌年6月末までとする。
- 第50条 会計監査は半期に1度行うこととする。

附 則

1. この規約は昭和34年5月10日より実施する。
2. 本会則は大会の決議を経て改正することが出来る。
3. 本会則は昭和51年7月31日より一部改訂施行する。
4. 本会則は昭和52年6月28日より一部改訂施行する。
5. 本会則は昭和57年7月10日より一部改訂施行する。
6. 本会則は平成2年9月1日より一部改訂施行する。
7. 本会則は平成6年9月1日より一部改訂施行する。
8. 本会則は平成7年9月1日より一部改訂施行する。
9. 本会則は平成12年8月27日より一部改訂施行する。
10. 本会則は平成16年8月28日より一部改訂施行する。
11. 本会則は平成20年8月24日より一部改定施行する。

労働役員選挙細則

- 第1条 中央執行委員長は大会において選出した選考委員により組合員中より選出し、大会の承認を得る。副執行委員長、書記長及び会計は中央執行委員長が任命する。
- 第2条 中央執行委員は各支部毎に選出し、大会の承認を得る。
- 第3条 本会代議員は各支部毎に自主的な方法により選出する。

附則

1. 本細則は昭和34年5月10日より実施する。
2. 本細則は昭和51年7月31日より一部改定施行する。

災害義援金について

組合員が災害にあった場合、組合員の自己申告により、組合員一人当たり一律1万円を支給することとする。

但し、その都度中央執行委員会において討議、決定する。

附則

1. この規定は、2003年8月23日より施行する。

岐阜県厚生連労働組合 覚書

I 福利厚生

◎法律相談制度の施行

- 1 目的
組合員の法律知識の向上と福利厚生の目的のもと、組合費の還元と非組合員との差別化を図る為はこの制度の導入をする。
- 2 契約
当面どの様な方向と需要があるか分からないので顧問契約せず、個々に契約をする。
- 3 システム
※別紙参照
- 4 契約弁護士
山崎 則和 氏 (岐阜市)
- 5 講習・講演依頼
(1) 年1回位を目標に労働に係わる法律の講習を行うにあたって、講師の依頼をする。
(2) 現在の教育は権利についての教育がなされていないので、この分野についての講演を行う。
- 6 計画
将来的には、顧問という形にて法律のバックグラウンドをつくる。

II 講演料の支払いについて（講師への謝礼）

岐厚労が主催する行事において、中央執行委員長が認めた場合に限り、講演料を支払う。
尚、交通費は別途に実費支払う。

- ・組合員が講師をした場合・・・・・・・・・・1万円（三役、専門部長、各委員長を除く）
 - ・外部（全厚労関係）講師の場合・・・・・・・・2万円
 - ・外部（弁護士等）講師の場合・・・・・・・・報酬基準に基づく
- ※諸事情を考慮し、委員長の判断で決定する。

附則

1. この覚書は1999年5月13日より施行する。
2. この覚書の改廃は、中央執行委員会で決定し、速やかに組合員全員に報告する。

III 岐阜県厚生連労働組合 慶弔規定

1. 弔事
 1. 組合員本人が死亡の場合は、供花と弔電を岐阜県厚生連労働組合名で行なう。
 2. 香典は労組在籍1～5年が1万円、6～11年が3万円、11年以上が5万円とする。

2. 慶事
支部対応とし、本部支給はしない。

附則

1. この規定は2000年8月27日より施行する。
2. この規定は「覚書」として記録する。
3. この規定の改廃は中央執行委員会で決定し、速やかに組合員に報告する。